四の八の三　小児かかりつけ診療料の施設基準等

(1)　小児かかりつけ診療料１の施設基準

イ　小児科を標榜する保険医療機関であること。

ロ　当該保険医療機関において、小児の患者のかかりつけ医として療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ　当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、十分な対応ができる体制が整備されていること。

(2)　小児かかりつけ診療料２の施設基準

イ　(1)のイ及びロを満たすものであること。

ロ　当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、必要な対応ができる体制が整備されていること。

(3)　小児かかりつけ診療料の注４に規定する小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準

抗菌薬の適正な使用を推進するための体制が整備されていること。

四の八の四　外来腫瘍化学療法診療料の施設基準等

(1)　外来腫瘍化学療法診療料１の施設基準

イ　外来化学療法及び当該外来化学療法に伴う副作用等に係る検査又は投薬等を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　外来化学療法を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

ハ　外来化学療法の評価に係る委員会を設置していること。

ニ　当該保険医療機関内に外来化学療法を担当する医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、医師又は歯科医師）であって、緩和ケアに関する適切な研修を受けたものが配置されていること。

ホ　がん患者に対して指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　外来腫瘍化学療法診療料２の施設基準

イ　外来化学療法及び当該外来化学療法に伴う副作用等に係る検査又は投薬等を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　(1)のロを満たすものであること。

(3)　外来腫瘍化学療法診療料３の施設基準

イ　外来化学療法及び当該外来化学療法に伴う副作用等に係る検査又は投薬等を行う体制が整備されていること。

ロ　外来化学療法及び当該外来化学療法に伴う副作用等に係る検査又は投薬等を行うにつき十分な体制が整備されている他の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

ハ　(1)のロを満たすものであること。

(4)　外来腫瘍化学療法診療料の注１に規定する厚生労働大臣が定める外来化学療法

診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第二章第六部注射に掲げる診療に係る費用のうち次に掲げるものについて、入院中の患者以外の患者に対して、抗悪性腫瘍剤の投与を行う化学療法

イ　区分番号Ｇ０００に掲げる皮内、皮下及び筋肉内注射のうち、皮下注射

ロ　区分番号Ｇ００１に掲げる静脈内注射

ハ　区分番号Ｇ００２に掲げる動脈注射

ニ　区分番号Ｇ００３に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入

ホ　区分番号Ｇ００３―３に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入

ヘ　区分番号Ｇ００４に掲げる点滴注射

ト　区分番号Ｇ００５に掲げる中心静脈注射

チ　区分番号Ｇ００６に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射

(5)　外来腫瘍化学療法診療料の注８に規定する連携充実加算の施設基準

イ　化学療法を実施している患者の栄養管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　他の保険医療機関及び保険薬局との連携体制が確保されていること。

(6)　外来腫瘍化学療法診療料の注９に規定するがん薬物療法体制充実加算の施設基準

化学療法を実施している患者の薬学的管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

四の九　生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の施設基準

(1)　生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注１に規定する施設基準

生活習慣病管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注１に規定する厚生労働大臣が定める薬剤

イ　インスリン製剤

ロ　グルカゴン様ペプチド―１受容体アゴニスト

ハ　インスリン・グルカゴン様ペプチド―１受容体アゴニスト配合剤

ニ　チルゼパチド製剤

(3)　生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注４のイに規定する充実管理加算（脂質異常症を主病とする場合）の施設基準

イ　充実管理加算１の施設基準

①　脂質異常症の管理につき、十分な実績を有していること。

②　外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

ロ　充実管理加算２の施設基準

①　脂質異常症の管理につき、相当の実績を有していること。

②　イの②を満たすものであること。

ハ　充実管理加算３の施設基準

イの②を満たすものであること。

(4)　生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注４のロに規定する充実管理加算（高血圧症を主病とする場合）の施設基準

イ　充実管理加算１の施設基準

①　高血圧症の管理につき、十分な実績を有していること。

②　外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

ロ　充実管理加算２の施設基準

①　高血圧症の管理につき、相当の実績を有していること。

②　イの②を満たすものであること。

ハ　充実管理加算３の施設基準

イの②を満たすものであること。

(5)　生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注４のハに規定する充実管理加算（糖尿病を主病とする場合）の施設基準

イ　充実管理加算１の施設基準

①　糖尿病の管理につき、十分な実績を有していること。

②　外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。